

日病薬病院薬学認定薬剤師制度に係る取り扱いについて（Q&A）

1. 制度

〈質問 1〉

日病薬病院薬学認定薬剤師制度と日病薬生涯研修制度はどのような関係ですか。

【回答】

それぞれ独立した制度です。

日病薬病院薬学認定薬剤師制度（以下、本制度）は、これまでの日病薬生涯研修制度（単年度認定・履修認定）とは独立した認定制度となります。

〈質問 2〉

本制度の開始により日病薬生涯研修制度に変更はありますか。

【回答】

変更があります。

日病薬生涯研修制度の単年度認定は、今後も継続しますが、履修認定（5年継続）については、経過措置をもって廃止します。履修認定は平成29年まで（平成28年度に単位を取得し平成29年7月1日に認定を受ける者が対象）認定を行い、平成29年認定者の認定期間が満了する平成34年6月30日をもって廃止します。経過措置における履修認定の有効期間については従来通り5年間となります。

2. 研修

〈質問1〉

本制度の研修記録の入手方法について教えてください。

【回答】

日病薬ホームページより「日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修記録」をダウンロードしてください。

〈質問2〉

本制度の受講証明方法について教えてください。

【回答】

1. 研修会

研修会を受講すると研修単位シールが発行されますので、「日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修記録」に必要事項（研修番号・開催日時・研修会名・研修時間・単位数）を記入し、受講証明欄に研修単位シールを貼付してください。研修単位シールの貼付がないものについては、単位として認められませんのでご注意ください。

2. e-ラーニング

e-ラーニングを受講した場合は、「日病薬病院薬学認定薬剤師制度研修記録」に必要事項（受講日時・講座タイトル・受講時間・単位数）を記入し、e-ラーニングサイトより申請する講座・単位の「単位取得証明書」及び「取得単位明細書」の両方を年度ごとに印刷し添付して下さい（e-ラーニングサイトの MY ページより過去の「単位取得証明書」及び「取得単位明細書」が発行できます）。「単位取得証明書」及び「取得単位明細書」の添付がないものについては、単位として認められませんのでご注意ください。

3. 単位

〈質問1〉

本制度へ参加したいのですが、年度の途中から参加は可能ですか。

【回答】

年度の途中からの参加も可能です。

その場合、研修開始年度の研修期間は、参加時点から当該年度末までとなり、短くなります。認定条件は「毎年10単位以上、3年度を通算して50単位以上の取得が必要」ですので、途中参加した年度の取得単位が10単位に満たなかった場合、当該年度は研修開始年度とはなりません。

〈質問2〉

薬剤師認定制度認証機構から認証された他の認定制度の単位を本制度の研修単位に使用できますか。

【回答】

薬剤師認定制度認証機構から認証された他の認定制度（以下、他のプロバイダー制度）の研修単位のみ、共通して使用できます。

ただし、本制度の取得単位50単位のうち10単位（更新は取得単位100単位のうち20単位）までの使用となります。なお、本制度の研修カリキュラムに沿った内容の研修会における取得単位であることが条件です。

〈質問3〉

日病薬専門薬剤師制度の研修会で取得した単位を、本会専門薬剤師制度と本制度の両方に研修単位として使用できますか。

【回答】

両方の認定制度には使用できません。

一つの研修単位を複数の制度の研修単位とすることはできません。どちらの認定制度に使用するか研修者が選択して下さい。なお、本会専門薬剤師制度に研修単位を使用する場合は、参加証・受講証などの写しに、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修単位を貼付してください。

〈質問4〉

研修会で本制度の研修単位シールと他のプロバイダーの研修単位シールどちらかを取得でき、更に日病薬の専門領域の単位取得も可能ですが、他のプロバイダーの研修単位シールと日病薬の専門領域の単位取得の両方に使用できますか。

【回答】

両方の単位取得には使用できません。

本制度の研修単位シールと他のプロバイダーの研修単位シールのどちらかを取得できる研修会等で、日病薬の専門領域の単位を取得し使用する場合には、本制度の研修単位シールを取得し受講証に貼付してください。

〈質問5〉

学術大会で本制度の大会全体の研修単位シールを取得し、シンポジウムで日病薬のがん領域と感染制御領域の講習を受講しました。研修単位シールは1枚しかありませんが、がん領域と感染制御領域の両方の単位取得に使用できますか。

【回答】

両方の単位取得には使用できません。

受講証に本制度の研修単位シールの貼付が必要となりますので、どちらか一方の専門領域を選んで取得した単位シールを使用してください。

〈質問6〉

他団体が実施するeラーニングは本制度の研修単位となりますか。

【回答】

研修単位となりません。

日本病院薬剤師会が実施するeラーニングのみ本制度の研修単位となります。

〈質問7〉

研修単位シールを紛失しましたが、再発行できますか。

【回答】

研修単位シールの再発行はいたしません。大切に保管してください。

〈質問8〉

A 県病薬に所属していますが、他の都道府県病薬が主催又は共催した研修会に参加して取得した単位も使用できますか。

【回答】 使用できます。

本会が認めた研修会実施機関が主催又は共催する研修会で配布される本制度の研修単位シールであれば、所属にかかわらず申請に使用できます。

4. 認定申請

〈質問 1〉

本制度の認定申請も、これまでどおり所属の都道府県病薬への申請でよいでしょうか。

【回答】

本制度の認定申請は、研修者本人が直接日病薬に行ってください。

日病薬生涯研修認定制度（単年度）の認定申請は、これまでどおりに所属の都道府県病薬です。

〈質問 2〉

認定試験の受験資格及び認定要件等に「本会正会員又は特別会員であること」と記載されていますが、申請時に会員であれば条件を満たしますか。

【回答】

条件を満たしません。

研修期間中継続して「本会正会員又は特別会員」でなければ、条件を満たしません。認定試験の受験資格は、研修期間中を含めて会員である必要があります。

〈質問 3〉

研修の途中ですが、産休・育休のため認定要件（毎年最低 10 単位以上取得）が満たせなくなりました。研修を継続できますか。

【回答】

当該年度を研修の中断期間として申請することにより継続できます。

本制度では特別な理由（出産・育児、病気・介護、海外留学など）により研修を継続できない場合に、原則として最長 3 年間研修を中断できます。研修を中断した場合は、中断年度、中断理由を記載した中断証明書（書式自由）と所属長による証明を本制度の認定申請・更新申請時に提出して下さい。認定小委員会で中断の可否について審査いたします。なお、中断期間の取り扱いは年度単位となります。

〈質問 4〉

2 年間で認定要件にある 50 単位取得とカリキュラム履修を満たしましたが、認定申請できますか。

【回答】

2 年間の研修では認定申請はできません。3 年間の研修期間が必要となります。

〈質問5〉

日病薬が実施するe-ラーニングのみで、認定要件である50単位の取得とカリキュラム履修を満たしました。他の研修会に参加していませんが認定申請できますか。

【回答】

認定申請できます。ただし毎年10単位以上取得し、3年間の継続している必要があります。

5. 研修会実施機関

〈質問 1〉

本制度の研修会実施機関とは何ですか。

【回答】

研修会実施機関とは、本制度の認定対象となる研修会を開催することができる機関です。研修会実施機関として認定された場合、必要な手続きを行った上で、本制度の研修会を開催し、研修単位を受講者に付与することができます。

〈質問 2〉

研修会実施機関の認定を取得するためには、どのような手続きが必要でしょうか。

【回答】

規程細則の別添 2 に記載されている研修会実施機関の認定要件をすべて満たす必要があります。「研修会実施機関認定申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、日病薬事務局までお送り下さい。研修小委員会で審査の上、認定します。

なお、「研修会実施機関認定申請書」については、日病薬ホームページよりダウンロードしてください。

〈質問 3〉

都道府県病薬が研修会実施機関として認定申請する場合、支部も研修会実施機関の認定要件を満たす必要がありますか。

【回答】

認定要件を満たす必要はありません。

〈質問 4〉

都道府県病薬の支部も、研修会実施機関として認定を取得できますか。

【回答】

都道府県病薬の支部が、都道府県病薬本体から独立した研修会実施機関として認定を取得することはできません。

所属都道府県病薬が研修会実施機関として認定された場合は、都道府県病薬支部の研修担当者に研修会の申請に必要な ID・パスワードを発行しますので、研修会の申請は支部から行うことができます。ただし、研修会の申請を行う場合は、必ず事前に研修会プログラムの内容について都道府県病薬の承認を得る必要があります。

〈質問5〉

医療関係団体の組織の中の部会または委員会でも、研修会実施機関として認定を取得できますか。

【回答】

取得できません。研修会実施機関には団体として組織を認定します。

〈質問6〉

本会（申請団体）は開催するすべての研修会について（申請団体の）会員のみの受講となりますが、研修会実施機関として認定されますか。

【回答】

認定されません。

本制度の研修会実施機関は、原則として当該機関の会員、非会員にかかわらず、広く公開された研修会を年1回以上開催する必要があります。

〈質問7〉

研修会実施機関の認定要件に、「会員数が合計200名以上であること」と規定されています。この会員の要件として、「研修会への参加をもって会員と見做す」場合も適用されますか。

【回答】

適用されません。

研修会実施機関の認定要件である会員とは、年会費などの納入又は年度毎に書面にて入会的意思を確認した者を意味します。研修会実施機関として申請する場合は、会員名簿などで確認できる会員数を記載してください。

〈質問8〉

研修会実施機関の登録内容に変更が生じた場合、再度認定申請の手続きが必要ですか。

【回答】

登録内容の変更手続きを行ってください。

研修会実施機関の代表者の変更、所在地の変更、研修担当者の変更があった場合は、登録内容の変更手続きを行ってください。都道府県病薬においては、支部担当者の変更があった場合も手続きが必要です。また、研修実施機関の認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに事務局までお知らせください。

〈質問 9〉

研修プログラム（講演会など）を作成するときの注意事項を教えてください。

【回答】

講演会などのプログラムを作成する際の注意事項は、下記のとおりです。

- ① 講演毎に、開始時刻と終了時刻を明記してください。
- ② 可能な限り主タイトルは1つとし、必要であれば副題をつけてください。
- ③ 講演タイトルと申請するカリキュラム項目に乖離が無いようにしてください。
- ④ 複数の講演がある場合は、講演ごとに該当する領域・項目を明示してください。
- ⑤ 主催・共催団体を明記してください。

〈質問 10〉

研修会の申請方法と認定について教えてください。

【回答】

「日病薬病院薬学認定薬剤師制度 研修会認定申請オンラインシステム」より、事前に配布された ID・パスワードを入力しログインしてください。ログイン後、必要事項を入力し研修会のプログラム(PDF)を添付し申請してください。

研修内容を、研修小委員会で審査し適正であると認定した場合、受理書および研修単位シールを申請者に送付します。

〈質問 11〉

複数日にわたる研修会の申請方法について教えてください。

【回答】

研修単位シールの配布方法によって以下の2通りがあります。

- ① **研修会として研修単位シールを1枚配布する場合は**、研修会の申請も1研修会で1回の申請を行ってください。
- ② **1日ごとに研修単位シールを配布する場合は**、1日ごとに単位を付与いたしますので、1研修会であっても開催日ごとに申請を行ってください。

〈質問 12〉

90分未満の研修は、研修単位として認められますか。

【回答】

認められます。

基本的に90分の研修につき1単位ですが、45分以上90分未満の研修は0.5単位となります。90分以上の研修は45分毎に0.5単位が加算されます。なお、45分未満の研修は単位として認められません。

〈質問 1 3〉

30分と60分など複数の講演を合算して、1つの研修として申請できますか。

【回答】

申請できます。

ただし、合算して申請できるのは、同一日に、同一のカリキュラム領域・項目の研修に限ります。以下に具体例を示します。

例 1)

講演 1 (15 分, **V-2**), 講演 2 (30 分, **V-2**) の場合 → 0.5 単位 (**V-2**)

講演 1 (15 分, **V-2**), 講演 2 (30 分, **I-1**) の場合 → 0 単位

例 2)

講演 1 (30 分, **V-2**), 講演 2 (30 分, **V-2**), 講演 3 (30 分, **V-2**) の場合 → 1 単位 (**V-2**)

講演 1 (30 分, **V-2**), 講演 2 (30 分, **V-2**), 講演 3 (30 分, **III-1**) の場合 → 0.5 単位 (**V-2**)

講演 1 (30 分, **V-2**), 講演 2 (30 分, **I-1**), 講演 3 (30 分, **III-1**) の場合 → 0 単位

〈質問 1 4〉

受講資格を会員のみ限定している研修会を、日病薬病院薬学認定薬剤師制度の研修会として申請した場合、単位として認定されますか。

【回答】

認定されません。

原則として当該機関の会員、非会員にかかわらず広く公開される研修会に対して本制度の単位が認定されます。

〈質問 1 5〉

製薬企業と共催する研修会は、本制度の集合研修の対象となりますか。

【回答】

対象となります。

ただし、企業の販売促進にかかわる講演（商品説明）は研修時間に含むことはできません。商業的バイアス（営利団体の顧客拡大や販売促進などの利益誘導）のない研修内容でなければなりません。

〈質問 16〉

企業に所属する者が講師となった研修も認められますか。

【回答】

企業の販売促進などにかかわる内容でなければ認められます。

申請時に、研修会申請オンラインシステムより、講演で使用するスライドを提出いただき、研修小委員会で審査いたします。商業的内容があると判断された場合は、認定されない場合があります。商品名が講演タイトルなどに入っている場合は、原則として認定されません。

なお、申請時に提出できない場合は、備考欄にご提出いただける日付を記入いただき、後日日病薬事務局 (bynintei@jshp.or.jp) までメール添付にてお送りください。委員会審査はスライド提出後となりますので、原則として研修会開催日時の2週間前までに提出する必要があります。

〈質問 17〉

研修会内の挨拶、休憩時間、確認テストは研修時間に含まれますか。

【回答】

含まれません。

〈質問 18〉

1つの講演を、複数のカリキュラム領域・項目の単位として申請できますか。

【回答】

複数のカリキュラム領域・項目の単位申請はできません。

1つの講演あるいは1つのシンポジウムで申請できるカリキュラム領域・項目は1つです。
例)

「糖尿病治療薬の副作用モニタリング」というタイトルでは、V-2、V-1、Ⅲ-1などが考えられるが申請できる領域・項目はどれか1つです。

〈質問 19〉

学術大会での単位・取得カリキュラムの取り扱いについて教えてください。

【回答】

主催団体が下記の2つの認定方法から1つ選択してください。

- ① シンポジウム等の区分ごとに研修単位および研修カリキュラム項目を認定する。
- ② 研修カリキュラムの項目が多岐に渡る（同時に複数のシンポジウム等を行う）場合は、学術大会全体で研修単位を認定する（この場合、研修カリキュラム項目の認定は行わない）。

<質問20>

『カリキュラムなし』での単位申請ができる研修会を教えてください。

【回答】

同時刻帯に複数会場で講演・シンポジウムが行われ、かつ、研修カリキュラムの項目が多岐に渡る研修会・学会の場合に『カリキュラムなし』での単位申請となります。それ以外の研修会は、必ず研修カリキュラム項目を選択し単位申請をしてください。

<質問21>

会員の研究発表を5演題予定していますが、単位・カリキュラム申請できますか。

【回答】

単位・カリキュラム申請できます。

5演題すべての内容が1つの研修カリキュラム項目に該当する場合は、該当する項目で申請してください。複数の研修カリキュラム項目に該当する場合は、項目のⅡ-6として申請してください。単位については、基準どおり0.5単位/45分を最小単位として、該当する時間の単位数を申請してください。

<質問22>

日病薬専門薬剤師制度と本制度の両方に研修会の認定を申請できますか。

【回答】

申請できます。

ただし、取得単位はどちらか一方の認定制度にしか使用できませんので、受講者に研修単位シールを交付する際、その旨をお伝えください。

<質問23>

当団体は本制度と他のプロバイダー制度の両方に研修会実施機関として認定されていますが、1つの研修会を両認定制度に認定申請できますか。(例えば、A県病薬単独開催の場合)

【回答】

認定申請できます。

ただし、両認定制度から研修会を認定された場合、研修会実施機関は単位（研修単位シール）が重複しないよう、受講者にどちらか一方の認定制度の研修単位シールを交付しなければなりません。なお、受講者にはどちらか一方の認定制度の研修単位しか配布されない旨をプログラム等に記載してください。

〈質問 2 4〉

当団体は本制度の研修会実施機関として認定されていますが、共催団体は他のプロバイダー制度の研修会実施機関として認定されています。1つの研修会を別々の団体が別々の認定制度に認定申請できますか。(例えば、A県病薬とA県薬の共同開催の場合)

【回答】

認定申請できます。

ただし、両認定制度から研修会を認定された場合、認定申請した研修会実施機関は単位（研修単位シール）が重複しないよう、受講者にどちらか一方の認定制度の研修単位シールを交付しなければなりません。なお、受講者にはどちらか一方の認定制度の研修単位しか配布されない旨をプログラム等に記載してください。

〈質問 2 5〉

学術大会を開催する予定ですが、学術大会全体の単位を他のプロバイダーから認定を受け、シンポジウム毎の単位を本制度から認定を受けることはできますか。

【回答】

同上

〈質問 2 6〉

学会・学術大会において下記の内容は研修時間として認められますか。

- ① ポスターの閲覧時間。
- ② 企業提供の講演会（ランチョンセミナー等）。

【回答】

- ① ポスターの閲覧時間は認められません。ただし、ポスター示説は研修時間として認めます。
- ② 学会等における企業提供の講演（ランチョンセミナー等）は認められません。

〈質問 2 7〉

研修会実施機関が後援する研修会は、本制度の集合研修の対象となりますか。

【回答】

対象となりません。

研修会実施機関が主催または共催する研修会のみが対象です。

〈質問 28〉

本制度の研修会を開催するためには、参加費を徴収する必要がありますか。

【回答】

参加費徴収の有無については、研修会実施機関が決定してください。

本制度の研修会を開催する場合、商業的バイアスのない研修内容を提供する必要性を考慮し、適宜、研修会実施機関が参加費の徴収の有無、参加費の金額を設定してください。

〈質問 29〉

研修会の申請を忘れてしまいました。事後に申請し研修単位シールを発行してもらうことは可能ですか。

【回答】

できません。事後の申請は認められません。

〈質問 30〉

研修会終了後の報告について、研修会実施報告書とアンケート集計結果をそれぞれ提出する必要がありますか。

【回答】

両方を提出する必要はありません。

研修会報告書またはアンケート集計結果のいずれかを提出してください。

〈質問 31〉

研修会実施報告書はいつまでに提出しなければなりませんか。

【回答】

研修会実施報告書は、研修会申請を行った担当者が開催後 1 か月以内にオンラインシステムより提出してください。

〈質問 32〉

都道府県病院薬剤師会は「3 か月ごとのシール返還と手数料の振込」となっておりますが、どのような手順でしょうか。

【回答】

請求の対象期間（例えば、4 月 1 日から 6 月末日）に行った研修会について、都道府県病薬は翌月の 10 日（例えば、7 月 10 日）までに都道府県下で開催した主催・共催研修会の残余のシールをまとめて日病薬事務局まで郵送で返還してください。

その後、研修会実施報告書の提出及び研修単位シールの返還が完了している研修会を請求対象として、各都道府県病薬に手数料の請求書をお送りいたします（支部毎の請求は行いません）。なお、手数料の振込は、請求書記載の期日までに行ってください。